

議案第四十四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和六十二年四月二十七日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年四月廿七日 原案承認

三朝町議会議長 安井由行

専決第二号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和六十二年三月三十一日

三朝町長 安田真一郎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三十七万円」を「三十九万円」に改める。

第十条中「三十七万円」を「三十九万円」に改め、同条第二号中「二十万円」を「二十万五千元」に改める。

附則第八項中「昭和六十一年度分」を「昭和六十二年分」に、「二十七万円」を「二十八万円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例第二条及び第十条の規定は、昭和六十二年分以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の三朝町国民健康保険税条例附則第八項の規定により読み替えて適用される同条例第十条の規定による昭和六十一年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。